

管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程

平成 31 年 3 月 27 日
規 程 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、管理者の権限に属する事務の一部を藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長及び事務局職員（以下「教育長等」という。）に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 管理者は、教育委員会の所掌に係るもので、次に掲げる事務を教育長等に補助執行させるものとする。

- (1) 予算の見積原案の作成に関すること。
- (2) 歳入の徴収に関すること。
- (3) 見積価格が1件3,000,000円未満の予算の執行伺に関すること。
- (4) 1件3,000,000円未満の支出負担行為に関すること。
- (5) 支出の命令に関すること。
- (6) 予算費目の流用に関すること。
- (7) 不納欠損処分に関すること。
- (8) 国庫支出金、府支出金の交付申請及び請求並びに精算に関すること。

(重要事項又は異例の措置)

第3条 前条の規定により補助執行する事務について、特に重要な事項又は異例の措置に属すると認められるものは、管理者の承認を受けなければならない。

(補足)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が教育委員会と協議して定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。